○財務省告示第三百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年七月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年八月九日

財務大臣　谷垣　禎一

一　名称及び記号　利付国庫債券（変動・十五年）（第三十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応

特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行

額面金額で一兆三千七百九十五億円

うち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四百九十九億四千七百二十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千二百九十五億五千二百七十五万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千百八十八億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行

一兆三千八百九億五千七十五万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

千百八十九億三千六十八万円

八　最低額面金額

十万円

九　振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金

額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成十七年七月二十九日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円十一銭

十二　利率

イ　初期利率　年〇・二九パーセント（一・二四パーセント―〇・九五パーセント）

ロ　第二期以後の利率　年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利利回り（以下「基準金利」という。）から、〇・九五パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇パーセントを下回るときは、その率は〇パーセントとする。

十三　経過利子の払込み

(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.29}{100} \times \frac{9}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　初期利子　平成十八年一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.29}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年一月二十日及び七月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.95}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六　償還期限　平成三十二年七月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者は、財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日は、平成十七年七月二十九日